

令和8年6月18日

国有財産の監査結果について
～ 国有財産の適正な管理の観点から3件の指摘 ～

近畿財務局は、国有財産法（昭和23年法律第73号）第10条第1項及び国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和32年法律第115号）第3条の2の各規定等に基づき、各省各庁が所管する庁舎等の公用財産等について、余剰スペースの状況や借受けの必要性を確認するなど最適利用を図る観点等から実地監査を実施しています。

令和7年度においては、庁舎等の公用財産44件及び用途指定財産9件の合計53件の監査を実施し、そのうち3件について問題点を指摘しました（別紙）。

指摘事案の内容は、適正な財産管理を求めたものとなっています。

なお、実地監査に基づき指摘した事案については、定期的に進捗状況を把握し、財産を管理する各省各庁に対し予算措置状況の聴取や必要な指導を行うなど、フォローアップを実施していきます。

※ 全国分の国有財産監査の結果については財務省ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】

近畿財務局 管財部 統括国有財産監査官

電話：06-6949-6358

省庁名	部局名	会計名	勘定名	監査区分	口座名等	所在地	指摘の主な概要
財務省	大阪国税局	一般	—	公用	東山税務署	京都府京都市	東山税務署は、建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
厚生労働省	兵庫労働局	労働保険	雇用	公用	伊丹労働総合庁舎	兵庫県伊丹市	伊丹労働総合庁舎は、建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
厚生労働省	大阪労働局	労働保険	労災	公用	茨木労働基準監督署	大阪府茨木市	茨木労働基準監督署は、土地の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。